

# お知らせ

## 平成27年度糖尿病等生活習慣病予防のための人材育成研修会 ～特定健診・特定保健指導従事者研修～

北海道糖尿病対策推進会議、北海道、北海道健康づくり財団の主催による標記研修会を下記の内容で開催いたしますので、ご案内申し上げます。

- 目的 生活習慣病予防を推進するための人材育成として、特定健診事業の企画立案・評価の必要性と実践的な取組方法の理解、効果的な保健指導の知識・技術向上を図ることを目的としています。
- 内容 平成25年度に改訂された「標準的な健診・保健指導プログラム」を踏まえ、基礎編および技術編の分野を盛り込んでいます。
- 日程 平成27年6月24日（水） 9：50～17：15  
6月25日（木） 9：20～17：10  
6月26日（金） 9：20～16：15
- 場所 北海道自治労会館4階ホール（札幌市北区北6条西7丁目）
- 受講対象 平成27年度に医療保険者より特定保健指導事業の委託が決定している受託機関に所属する医師、保健師、管理栄養士
- 受講定員 150名（全日程出席できる方）
- 申込方法 本研修会の詳細なプログラム等をご希望の場合は、4月30日（木）までに下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- お問い合わせ先 北海道糖尿病対策推進会議事務局（北海道医師会事業第三課内）  
TEL 011-231-1726 FAX 011-241-3090 メール 3ka@m.douji.jp

# お知らせ

## 母体保護法施行規則の一部を改正する省令の施行について

◇医療関連事業部◇

母体保護法に規定する受胎調節実地指導員に係る認定講習については、母体保護法施行規則第17条第1号において、認定講習の認定基準としてその受講資格は助産師、保健師または看護師と規定されています。

今般、助産師学校等の多くが、助産師の養成課程の教育内容が実地指導員に必要な知識を修得し、認定講習の認定を受けていることから、助産師学校等が認定講習の実施者である場合は、保健師、助産師および看護師に加え、当該助産師学校等に在学し助産師として必要な知識および技能を修得中の者についても認定講習の受講資格を与えることとするに母体保護法施行規則の一部が改正され、平成27年2月27日付けで公布、施行されましたので、お知らせいたします。